

第三者評価結果

事業所名：うみのくに保育園とつか

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント> 法人本部が保育所保育指針を基に保育理念を定め、保育目標、全体的な計画を作成しています。全体的な計画は、2021年度より見やすく、内容を理解しやすいように改訂しました。保育理念として「よりそう保育」と「つながる保育」を掲げています。基本方針では保護者の立場や状況、子どもたち一人ひとりの思いや育ちに寄り添い、子どもたちの卒園後の人生や地域支援をしていくことを大切にすることを明記しています。全体的な計画を見直す際は、プロジェクトチームを結成して行います。プロジェクトチームは、系列園の施設長や他園の職員で構成されています。大きな見直しの目途は3年となっています。現在のシステムでは全体的な計画の作成に、園で保育に直接関わる職員は参画していません。今後は毎年の計画更新時に、職員も何らかの形で参画し、全体的な計画に具体的な地域支援案等を、追記できると良いでしょう。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 保育室には温湿度計を設置して、環境を確認しています。窓からの採光は十分です。家具は子どもの手の届く高さにして、荷物が取り出しやすいようにしています。遊具は安全面に配慮して、ブロック、ソフトビニールのブロック、電車、道路の模型、人形、大きなおもちゃとセット、車のおもちゃなどを揃えています。絵本は全年齢の子どもの保育室に置いています。0歳児以外は開放的な空間で、オープンスペースであることを重視して活動しています。その中で空間を工夫して仕切り、子ども一人ひとりが活動できるスペースを確保するようにしています。すべての年齢の園児の午睡にコットを使用しています。寝具にはバスタオル2枚を使用し、1週間に1度持ち帰って保護者に洗濯してもらいます。手洗い場・トイレは明るい色の床や子どもが喜ぶ壁紙を使用し、広く感じられるようにしています。0歳児の調乳スペースも器具の配置を工夫して作業しやすくしています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 入園時の提出書類や面談、日々の保育で子どもの心身の状況、年に2回の定期的な面談で、子どもの発達や家庭の環境を把握しています。職員は子どもの発達や個性を踏まえて、子どもが自分自身の気持ちを表現できるように、温かい、家庭的なぬくもりを感じさせるような雰囲気づくりに配慮しています。表情を明るくしたり、言葉遣いをやさしくしたりして、子どもの発達に合わせて言葉を代弁したり、気持ちを汲み取って対応したりするようにしています。子どものありのままの姿を受け止め、尊重します。人権擁護について学ぶ機会や、振り返りを行う機会を設けて、子どもの状態に応じた保育を行えるようにしています。子ども一人ひとりに対して穏やかに、わかりやすい言葉遣いをするようにしています。主任は、子どもがゆったりとしたくつろげる時間が過ごせるように「早くしなさい」「ダメ」などの言葉を不必要に使わないように指導しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 職員は保育業務支援アプリの中の「発達チェック表」で、一人ひとりの子どもの成長を確認しながら、生活に必要な習慣を身につけることが出来るようにしていきます。支援する際は、急かすことのないように、子ども一人ひとりの成長に合わせて、子ども自身が「やりたい」と思う気持ちを大切にしています。子どもの発達状況に合わせて、食事・衣類の着脱・身の回りを清潔にすること等を身につけられるように、言葉かけを工夫したり、援助したりしています。トイレトレーニングは、保護者の意向を確認しながら連携して進めていきます。その日の保育内容に馴染まず、落ち着かない子どもには事務所で工作をしたり、好きなことをしたりするように援助して、子どもの主体性を尊重しながら活動しています。保護者には朝晩の送迎時の会話や、0~2歳児は毎日保育業務支援アプリ内の連絡帳でその日の活動を報告するとともに、園の玄関にその日の活動を掲示しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 職員は生活や遊びの中で、子どもたちがどんなことに主体的に関わり、何がしたいのか、どうしたいのか、どうしたらもっとよくなるのか、意見を聞きます。保育室の一番奥におもちゃの倉庫があるので、職員が一緒に行って、子どもが自分で選んで遊べるようにします。子どもが自分で起こす行動によって、満足感を得られるような援助と言葉かけをするようにしています。遊ぶことに楽しみを感じ、体を動かせるように励まし、認めるように働きかけています。戸外、室内ともに十分体を動かせるように週案を作成しています。生活と遊びを通したやり取りを見守りながら、クラス内の関わりだけでなく、合同保育や異年齢保育を行っています。異年齢の活動では、3~5歳児全員が満足できるような一斉活動を設定することが難しいところもありますが、3歳児が文具を使えないときには4、5歳児が教えてくれるなど、良さもたくさんあると職員は考えています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児の保育室は1部屋になっていて、衛生上の環境も含め、温度や湿度を管理しています。職員は子どもの成長に合わせて、愛着関係が築けるように、応答的な愛情表現をするようにしています。保育室の部屋には、クラスの子どもの写真を貼り、興味や関心が持てるようにしています。手作りおもちゃやソフトブロック等、発達に合わせた遊具を使用できるようにしています。また、滑り台やジャングルジムなどの遊具を、子どもの育ちに合わせて使うこともできるようにしています。職員は、子ども一人ひとりの表情を見ながら、子どもの感情に合わせた表情や表現をしています。日々の保育では職員間の情報共有、看護師や栄養士との連携を大切にしています。保護者とは保育業務支援アプリ内の連絡帳や、送迎時の会話で日々の生活や遊びについて情報交換しています。保護者からの質問には丁寧に答え、要望があれば面談にも応じています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 職員は、子ども一人ひとりの個人差を理解して、日々の心身の状態に合わせた活動をすることで、子どもの気持ちを尊重し、寄り添うようにしています。子どもが遊んでいる様子を見ながら、けが、誤飲、誤食等の事故が発生しないように、環境づくりに配慮しています。遊ぶときには子どもの育ちに合わせた空間、動きやすい環境を作るようにしています。子どもたちの、育ち方の差が大きな時期でもあります。職員は、色々な友達との関わりが持てるように、相手の表情に気づいたり、言葉を使ったりすることを教えながら、仲立ちをしています。子どもたちは合同保育などを通し、異年齢の子どもたちや、担当以外の職員とも触れ合っています。保護者には、保育業務支援アプリの連絡帳に、家庭での生活の様子を書いてもらい、登園後の保育の際の参考にします。園からは、保護者にその日の活動内容や食事内容、午睡の様子、排泄、体調の変化を伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児には、色々な遊びの中で自分のやりたいことを選択して取り組めるように、環境を整えています。4歳児には、体操教室やゲームなどで友達と楽しみながら活動し、力を発揮できるようにしています。5歳児には、発表会や運動会を通して友達と協力したり、活動の中で一人ひとりの子どもの個性が発揮できるように配慮したりしています。職員は、子どもの生活はすべて遊びであり、遊びの中に人間関係、言葉、表現活動があると考えています。集団の中で子ども同士の関わりでは、同じ遊びを一緒に仲良く遊ぶ、喧嘩をしたときには、職員が子どもたちの気持ちを代弁して、子どもたちがお互いの気持ちをわかるようにしています。保護者には、夏祭り、運動会、クリスマス発表会等のイベントを通して子どもの育ちや活動を伝えられるように工夫しています。またドキュメンテーションを使って保護者との会話が広がるように努めています。保育参観は随時受け入れています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園は多層階住宅の2階にあり、室内はバリアフリーで、みんなのトイレが設置されています。障がいを持つ子どもが入園する場合は、入園前に戸塚区の子ども家庭支援課から連絡があります。子どもの情報を確認したうえで保護者と面談して、子どもの発達過程や障がいの状況、課題などを把握します。入園説明会では障がいのある子ども受け入れて保育する、インクルージョン保育について重要事項説明書を使って、保護者に説明しています。子どもの入園後は担当職員が個別指導計画を作成し、その日の子どもの様子や体調の変化、機嫌の良し悪し等に配慮しながら支援します。保護者と連携を図って、快適に園での生活ができるようにしています。保育活動の中で気づいた、気になる子どもの言動については、月案会議の中で話し合います。その後、保護者の承諾を得て、戸塚区の子ども家庭支援課や、戸塚地域療育センター等、必要な専門機関に相談をしてアドバイスを受けています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園では保護者に次月の登園予定を書き込んだ「ご利用カレンダー」を提出してもらい、それによって子ども一人ひとりの在園予定時間を把握しています。2023年度の延長(夜間)保育利用者は6名程度で、降園は19時半までには完了しています。朝早かったり、夕方遅くなったりする保護者には職員のシフトを工夫し、顔を合わせて話すことによって、交流しています。また、伝える必要がある情報があるときには、保育業務支援アプリ内の連絡帳を活用し、情報を交換しています。職員は子ども一人ひとりのその日の状況に応じて、穏やかに過ごせる部屋を選択する等、臨機応変な環境設定を行っています。延長保育時には、子どもたちに何で遊びたいかを聞いて希望のものを出すようにしています。子どもたちは概ね、1歳児の部屋で過ごしています。一人で読書やお絵かきをしている子どももいて、それぞれが好きなことをして、好きなように過ごしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 保育所保育要録を作成し、小学校に郵送しています。保育要録は施設長とクラス担当職員で作成し、送付は施設長が行っています。卒園する子どもは近隣や地域の小学校4、5校に入学します。5歳児は施設長と担当職員が同伴し、近隣の小学校見学をして午前中に校内を散歩したり、1年生の教室を訪問したりします。小学生が作った紙のメダル等のプレゼントをもらうこともあります。昨年度は秋に来訪しました。これらの交流を通じて、顔が見える関係性を築くようにしており、今年度も実施する予定です。保護者とは朝夕の送迎時や、個別面談で卒園までの流れや、卒園後の子どもの生活について話し合います。就学時検診には、一人ひとりの子どもの育ちをかりつけ医から聞き取り、状況によって必要な支援を行います。卒園した後入学した小学校から、子どもの心身の発達に関する問い合わせがくることもあり、その時は施設長や担当職員が対応しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	第三者評価結果
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 常駐の看護師が保健計画を作成しています。感染症マニュアルは感染症のガイドライン2018を参考に、改訂した最新版を作っています。子どもが登園すると職員が子どもを検温し、保護者から家庭での子どもの様子を聞き取ります。担当職員は、0～2歳児の保育業務支援アプリ内の連絡帳に子どもの健康状態を記載し、降園時の保護者との会話でも伝えます。子どもがけがをした時、体調に変化があると感じた時には保護者に電話をして受診を勧めたり、症状について話したりしています。年度初めには、予防接種歴と既往症の書類を提出してもらい、健康記録アプリに入力しています。保護者の情報は園児台帳にまとめ、一覧表にして事務所に掲示しています。ぜんそく、アレルギー、熱性けいれんなどは事務所で確認でき、情報保護もできる場所に掲示しています。すぐに周知が必要な情報は、コミュニケーションアプリや伝達ノートに書き、担当職員にも直接声をかけています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 年2回の健康診断、歯科健診を実施しています。実施後、看護師が嘱託医と相談したうえで文章を作成し、内容によっては口頭で、降園時に保護者に結果を伝えています。看護師は内科健診、歯科健診の際には保護者に「園医に質問したいことがあれば、書いてください」と記載した文書を配付します。回答を希望する保護者には健診後に回答を記載し、文書もしくは口頭で答えています。嘱託医とは感染症や疾病に関する情報共有を行って連携し、指導を受けたうえで保護者に必要な情報を提供しています。健診結果は全職員が知っているキャビネット内にファイリングし、保管しています。健診時にはクラス担任ができるだけ付き添って、子どもたちが落ち着いて診察を受けられるようにします。看護師は嘱託医から結果を聞き取りして、健診終了後、看護師からクラス担任に結果を口頭や文書で周知しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> 「保健所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、「アレルギー児給食提供マニュアル2023年度版」を作成し、対応しています。アレルギーのある子どもには入園時に医師の診断を受けた上で作成された生活指導表を園に提出してもらい、子どもの状態を把握しています。入園説明会の際に、施設長がアレルギー対応の必要のある子どもは除去食または代替え食で対応していることや、なるべくアレルギー物質のない食材を使って献立作成をしていることを保護者に伝えています。提出された生活指導表を基に年に1回、施設長、栄養士、看護師、担当職員、保護者でアレルギー面談を行います。献立表を前月の月末に保護者に2部渡して、献立と使用食材を確認したのち、承認として捺印したものを1部、栄養士に返してもらっています。社内研修として栄養士が毎年4月に、職員にアレルギー研修を行っています。栄養士も横浜市の研修や、外部研修に参加するように努めています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 毎年、保育計画を基に食育計画を見直し、年間の食育計画を立て、それに沿って食育を行っています。0～2歳児はクラス単位で、3～5歳児と一緒に食事をしています。給食のレシピは毎月発行している食育だよりに掲載しています。食育だよりには食育活動を行っている写真を載せたり、ドキュメンテーションを玄関に掲示したりしています。離乳食の提供をしている保護者とは頻りに連絡を取り、子どもの食事の状況を確認しています。連絡帳に担当職員が子どもの食事について記載するほか、栄養士が保護者と直接話せる機会があれば、話します。提供がワンプレートスタイル(ご飯、主菜・副菜を一緒に盛り付ける形)なので、子どもたちが食べづらいという意見もありますが、現在はスペースや調理作業工程の問題で解決するのが難しい状況です。提供スタイルにこだわりがあったり、好き嫌いが多かったりする子どもには、皿を分けて盛り付けるなど、個別対応して工夫をしています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
献立や調理については園内で月1回の給食会議を行い、人気メニューと不人気メニューを確認します。系列園の栄養士が集まる給食会議で、情報共有したうえで話し合いを行って、献立の改善活動をしています。年末には系列全園の栄養士でマニュアルの確認をしています。行事食はこいのぼりご飯、七夕ご飯、そうめん、クリスマスご飯等、子どもたちが見た目も楽しめるように盛り付けを工夫しています。夏にはスイカ、冬にはミカンなど、季節に合わせた果物を提供するようにしています。園で育てた野菜を使って、皮むきなどの食育活動を行い、給食で提供しています。地域の食文化や行事はあまり実施せず、力を入れているのは行事食です。栄養士は食育活動を行った日は、クラスを巡回して子どもたちの好き嫌いや、食べ進め具合を見るようにしています。大量調理施設衛生管理マニュアルを基に衛生管理計画を作成し、それに沿って衛生管理を行っています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
0~2歳児は保育業務支援アプリ内の連絡帳で毎日職員が園での子どもの様子、保護者が家庭での様子を記載して、情報交換しています。3~5歳児の異年齢クラスは、日々の活動を玄関のボードに記載し、保護者に伝えています。3歳児以上の子どもは、子ども自身がその日の自分の活動を保護者に伝えられるように、送迎の際の会話でボードの情報を基に、保護者には声掛けをしてくださいと頼んでいます。毎年6月と1月、年に2回の個人面談を行って保護者と面談し、子どもの育ちを伝え、保護者の要望や希望に答えています。年度初めの「はじめましての会」で全員の保護者が集まる機会があり、保護者が交流できる時間を設けて、クラス懇談会替わりとしています。運営委員会があり、構成メンバーは各学年から1名ずつ、立候補または、依頼して決めています。任期は1年間ですが留任される保護者がほとんどで、卒園で入れ替わることが多くなっています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
職員は送迎の際の会話や、保育業務支援アプリ内の連絡帳でのやりとりの中から悩み事を聞き出せるような、声をかけやすい雰囲気づくりをしています。相談窓口は一本化して、まずは担任職員が話を聞きます。担任に言えないような相談事には施設長が対応していましたが、2023年度から主任が着任したので、今後は主任も担当することになっています。継続的な対応が必要な子どもや、保護者の場合は特に配慮しています。職員は朝夕の送迎時に、保護者にその日の子どもの様子を伝えています。子どもの特性によって個別の配慮が必要な場合は、玄関先ではなく別室で対応できるようにしています。対談した内容は個人面談シートに記載し、連絡ノートでその日か翌日に要点を申し送りします。また、月案会議で情報共有しています。虐待や障がいを持った子ども等、必要な記録は専用の書式(児童表や話し合いの記録)に記入し、ファイリングしています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント>	
「虐待防止マニュアル」があり、表面には虐待の種類の確認や対応する連絡先、裏面にはチェックシートを記載して、職員が虐待を疑った時に、すぐに報告や相談ができるようにしています。虐待だと判断した場合は、戸塚区役所の子ども家庭支援課や子どもの住んでいる地域の児童相談所と話し合います。また、定期的に見守りの聞き取り調査が子ども家庭支援課からあるので、都度対応しています。園内研修を実施し、虐待防止のパンフレットを使って園内で読み合わせをしています。昨年度に実施し、今年度も実施予定です。配慮が必要な子どものクラスを担当する職員は、日々の保育の中で注意して子どもを観察しています。問題が発生した時には施設長を通じて、児童相談所や戸塚区の子ども家庭支援課に報告できるように連絡先一覧を作成し、事務室に掲示しています。子どもの状態や行動、保護者の様子や家庭環境については、月案報告で情報共有しています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント>	
2022年度は法人法部が作成した2022年度版「保育所における自己点検・自己評価」を使用し、「保育目標について」「運営」「保健・安全指導」「家庭・地域との連携」など、各項目についてAからDまでの評価を行いました。作成の手順としては、まず職員一人ひとりが年度末に自己評価を行った後、項目ごとにグループ討議を行って保育を振り返り、結果を施設長に報告します。施設長は報告をまとめ、保育所の自己評価に反映させました。2023年度からは組織が株式会社ホスピタリティオペレーションズの傘下に入ったため、新しい人事評価システムを導入しました。今年度も4月の時点で個人目標を設定し、年に2度振り返りを実施することを継続していく予定です。今後は新しい人事評価システムを使用して、より質の高い保育サービスを提供できる人材作りを目指して、教育や指導を行う予定です。	